

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成27年11月30日)

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年11月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成27年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

(1)

消 防 局

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	総務課			
2	予防課			
3	消防防災課			
4	情報指令課			
5	北消防署（朝日分署）			
6	南消防署（香川分署）			
7	東消防署（牟礼分署）			
8	西消防署（綾川分署）			
9	三木消防署			
	合 計			0

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

(2)

上 下 水 道 局

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	企業総務課			
2	財務管理課			
3	財務管理課 財産契約室			
4	お客さまセンター			
5	給排水設備課			
6	水道整備課			
7	維持管理課		1	1
8	浄水課			
9	浄水課 水質管理センター			
10	下水道整備課			
11	下水道施設課			
	合 計		1	1

2 監査実施期間

平成27年8月26日から同年11月5日まで

3 監査対象事務

消防局・・・財務に関する事務の執行及び行政事務の執行
上下水道局・・・経営に係る事業の管理

4 監査対象となる事務の執行年度

平成26年度及び平成27年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。



事情聴取の状況（平成27年11月5日実施）

【平成27年度 上下水道局 定期監査及び行政監査結果一覧】

H27.11.30

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	鉛製給水管の対策について	P4	維持管理課

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成27年度／上下水道局

告示番号

高松市監査委員告示第37号

告示日

平成27年11月30日

所管課等

維持管理課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

鉛製給水管の対策について

内 容

鉛製給水管（以下「鉛管」という。）については、鉛の水道水への溶出による健康被害のおそれから、新設の給水管については、現在、鉛製の使用が全面禁止されている。本市では、平成2年以降、新設の給水管に鉛管を使用することを禁止しているほか、残存する鉛管の早期解消を図るため、平成10年に鉛管引替工事助成金交付制度を創設し、平成27年度からは、適用範囲及び助成額を拡充するとともに、年間4千件の取替目標を定め、計画的に取り組むこととしているが、平成26年度末の残存戸数は、全給水世帯の約52%に当たる約8万8千世帯で、目標どおりに取替えが実施されたとしても、鉛管の解消には、長期の年数がかかることが見込まれている。

また、本年6月に実施した高松市上下水道事業お客さまアンケート調査では、約半数の市民が、自宅の給水管に鉛管が使われているのかわからないと回答するなど、市民への周知が十分でない状況も見受けられた。

今後、効果的な周知による鉛管の取替えの促進や取替工事の計画的な実施などにより、鉛管の取替えを早期に実現し、安全な水道水の供給を図るとともに、取替えまでの間、朝・ター番の使い始めの水は、飲み水として使わないことにより、鉛の摂取を防ぐことができることなどの周知を徹底し、鉛管による健康被害から市民を守るよう努められたい。

参 考

平成27年度高松市上下水道事業お客さまアンケートの結果について（リンク）